

中国地方社会保険医療協議会総会（第23回）議事録

- 1 日 時 令和元年10月8日（火）13:50～14:27
2 場 所 広島合同庁舎4号館2階 共用第11会議室
(広島市中区上八丁堀6-30)

3 出席者

○委員（敬称略）

（支払側代表） 吉田 和徳 山坂 良平 佐々木 浩二
高橋 宏治 木谷 博郁
（診療側代表） 渡辺 憲 佐藤 正浩 豊田 秀三
河村 康明 甲野 峰基
（公益代表） 磯田 教子 錦織 厚雄 森廣 伸之
井上 周子 森邊 成一

○事務局 大鶴中国四国厚生局長 前川総務管理官
植松指導総括管理官 野藤医療課長
合田企画調整課長

4 議事となった事項

- (1) 会長及び会長代行の選出について
(2) 部会に属すべき委員及び臨時委員の承認・指名について

○合田企画調整課長

本日は、お忙しいところ、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

皆さま、おそろいになりましたので、ただいまより、第23回中国地方社会保険医療協議会総会を開会いたします。

私は、本日の司会・進行を務めさせていただきます、企画調整課長の合田でございます。どうぞよろしくお願いたします。

まず、本日の会議の成立についてご報告いたします。

社会保険医療協議会令第2条第2項において、「地方協議会は、委員の半数以上で、かつ、支払側委員、診療側委員、公益委員の各三分の一以上の出席がなければ、会議を開き、議決することができない」とされております。

本日は、支払側委員の富永委員、中原委員、診療側委員の浅野委員、青野委員、公益委員の山下委員の5名がご欠席でございますが、委員定数20名中15名の委員のご出席をいただいております、かつ各側委員の三分の一以上の出席がございます。

従いまして、本日の会議は有効に成立しておりますことをご報告申し上げます。

続きまして、本日お配りしております資料の確認をさせていただきますと思います。

最初に「議事次第」「座席表」、次に「中国地方社会保険医療協議会委員及び臨時委員名簿」、次に右肩に「中国協議会 総一1」と書いてあります「部会に属すべき委員及び臨時委員の承認・指名について(案)」、次に「参考資料1-1 保険医療機関等に係る管内の状況について」「参考資料1-2 平成29年度における保険医療機関等の指導・監査等の実施状況について」、最後に「参考資料2 関係法令・通知集」、以上となります。不足等がございましたら、お申し出いただければと思います。

続きまして、開会にあたり、中国四国厚生局長の大鶴よりご挨拶を申し上げます。

○大鶴中国四国厚生局長

本年7月に中国四国厚生局長に着任いたしました大鶴でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日はお忙しいところ、ご出席いただき、誠にありがとうございます。一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆さまには、日頃より医療保険制度の適正な運営にご理解ご協力を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

現在、わが国では人生100年時代を迎えて、少子高齢社会の中で、生き方、働き方の多様化に対応できる全世代型の社会保障制度に転換を図り、それを将来の世代にしっかり伝えることが必要となっております。

具体的には、現役世代が減少していく中で高齢者数がピークを迎える2040年頃を展望して、誰もがより長く元気に活躍できる社会の実現を目指し、多様な就労・社会参加の環境整備、健康寿命の延伸、医療・福祉サービスの改革による生産性の向上、給付や負担の見直し等による社会保障の持続可能性の確保についての取り組みや議論が進められております。

来年度は2年に1回の診療報酬の改定が予定されており、関係審議会において、改定に向けた議論が始まったところです。

私ども厚生局としては、こうした議論が円滑に進むよう、足下の制度の健全な運営と適正化にしっかりと取り組んでまいりたいと思いますので、引き続き、皆さまのご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本日は、10月1日付けで委員が改選されておりますので、それに伴う会長及び会長代行の選出と、部会に属すべき委員及び臨時委員の承認と指名について、ご審議を賜ることとしておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上、簡単ではございますが、私からのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○合田企画調整課長

続きまして、前回の総会以降に委員及び臨時委員の交代がございましたので、ご報告さ

せていただきます。

お配りしております資料の「中国地方社会保険医療協議会委員及び臨時委員名簿」をご覧ください。氏名に下線のある方が、交代により新たに委嘱されました委員及び臨時委員の方でございます。

新たに委嘱されました委員におかれましては、恐れ入りますが、私がこれからお名前を申し上げますら、簡単に自己紹介をいただければと思います。

まず委員ですが、仲野康弘委員の後任として、吉田和徳委員でございます。

○吉田委員

全国健康保険協会鳥取支部支部長の吉田でございます。皆さまと一緒にさまざまな議論をさせていただきたいと思っております。どうかよろしく願いいたします。

○合田企画調整課長

ありがとうございました。

続きまして、荒川信介委員の後任として、甲野峰基委員でございます。

○甲野委員

はじめまして。6月から広島県歯科医師会の会長に就任いたしました甲野です。何卒よろしく願いいたします。

○合田企画調整課長

ありがとうございました。

続きまして、井戸陽子委員の後任として、井上周子委員でございます。

○井上委員

弁護士の井上と申します。今回から参加させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○合田企画調整課長

ありがとうございました。

なお、本日も出席いただいておりますが、豊見雅文委員の後任として青野拓郎委員が、中田範夫委員の後任として山下訓委員が、それぞれ委嘱されております。

また、臨時委員では、廣田吉明臨時委員の後任として渡部隆夫臨時委員が、渡辺公人臨時委員の後任として内田朋良臨時委員が、それぞれ委嘱されています。

なお、10月1日付けの改選において、新たに委嘱又は再任された委員の皆さまには、厚生労働大臣の委嘱状をお手元にお配りしておりますので、ご確認いただければと思います。

続きまして、当厚生局の職員を紹介させていただきます。

総務管理官の前川幸哉でございます。

○前川総務管理官

総務管理官の前川でございます。よろしくお願いいたします。

○合田企画調整課長

指導総括管理官の植松賢でございます。

○植松指導総括管理官

指導総括管理官の植松賢でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○合田企画調整課長

医療課長の野藤哲美でございます。

○野藤医療課長

医療課長の野藤と申します。よろしくお願いいたします。

○合田企画調整課長

そして、企画調整課長の私、合田靖でございます。よろしくお願いいたします。

【議題1】

会長及び会長代行の選挙について

○合田企画調整課長

それでは、議題に入らせていただきたいと思います。

最初の議題は、「会長及び会長代行の選挙について」でございます。

前会長の井戸陽子委員が任期満了によりご退任されておりますので、新たに会長を選出いただく必要がございます。

本協議会の会長につきましては、社会保険医療協議会法第5条第1項において、「公益を代表する委員のうちから委員の選挙した会長一人を置く」と規定されております。

委員の皆さまから、ご推薦等がございましたらお願いいたします。

○佐々木委員

はい。

○合田企画調整課長

佐々木委員、お願いいたします。

○佐々木委員

森邊委員にお願いしてはいかがでしょうか。

森邊委員は、従来から当協議会の委員をなされておりますし、大学院教授として広い視野をお持ちだと思います。適任と考えます。

○合田企画調整課長

ありがとうございます。

ただいま、佐々木委員から「森邊委員に会長をお願いしてはいかがか」とのご発言がありました。委員の皆さま、いかがでしょうか。

「異議なし」の声あり

○合田企画調整課長

ご異議なしということで、森邊委員に会長をお願いしたいと思います。

それでは森邊会長、会長席にお移りいただきまして、一言ご挨拶をいただければと思います。

○森邊会長

ご指名をいただきました森邊でございます。微力ですが力を尽くしたいと思います。

私、思いますに、日本の健康保険制度は、皆さまのような関係各位のご尽力によりまして、相対的に安価で高度な医療を提供し、また国民が自由に医療機関にアクセスすることを可能にするなど、世界に誇るべきものとなっていると思います。

しかし、どんな立派な制度でも、一番末端の所における一つ一つの手続きをおろそかにすると、やがては人々の信頼を失い、制度そのものが揺らいでくると思います。私どもが日常取り扱っております保険医療機関や保険薬局の指定などは地味な仕事ですが、一つ一つおろそかにせず、適切に処理することを通じて制度の安定に寄与できればというふうに思っております。皆さまのご協力をお願い申し上げる次第でございます。

以上、挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

○合田企画調整課長

森邊会長、ありがとうございました。

それでは、ここからは森邊会長に議事の進行をお願いいたします。

○森邊会長

それでは、まず議事録署名人として私のほかに2名必要ですので、僭越ながら私のほうで、支払側から吉田委員を、診療側から渡辺委員を指名させていただきたいと思います。

お二方には後日、事務局から議事録をお届けいたしますので、ご確認の上、ご署名をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

続きまして、会長代行の選出につきましてお諮りいたします。

本協議会の会長代行につきましては、社会保険医療協議会法第5条第3項において、「会長に事故があるときは、第一項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する」と規定されております。

従いまして、公益を代表する委員のうちから委員の選挙により選出ということになります。

そこで、私から提案ですが、前会長代行でいらっしゃった森廣委員に、引き続きお願いしてはどうかと思いますが、委員の皆さま、いかがでしょうか。

「異議なし」の声あり

○森邊会長

ありがとうございます。

それでは、会長代行につきましては、森廣委員をお願いしたいと思います。

森廣委員、よろしくお願ひいたします。

【議題2】

部会に属すべき委員及び臨時委員の承認・指名について

○森邊会長

それでは、次の議題にまいりたいと思います。

次の議題は「部会に属すべき委員及び臨時委員の承認・指名について」でございます。

当協議会においては、社会保険医療協議会令に基づき、中国5県にそれぞれ部会を設置しており、委員及び臨時委員の皆さまには、いずれかの部会に所属していただくこととなっております。

本日は、本年10月1日付けで新たに委嘱又は再任された委員及び臨時委員の皆さまに所属いただく部会について、本協議会での承認及び会長による指名を行うものでございます。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○合田企画調整課長

事務局からご説明をさせていただきます。

参考資料2「関係法令・通知集」をご覧ください。

まず、中国地方社会保険医療協議会の委員の任期ですが、2ページにありますとおり、社会保険医療協議会法第4条第1項におきまして、「委員の任期は、二年とし、一年ごとに、その半数を任命する」と規定されております。

なお、臨時委員の任期につきましては、委員に準じて2年とさせていただきます。

次に、部会に属すべき委員及び臨時委員の承認・指名でございますが、3ページにありますとおり、社会保険医療協議会令第1条第3項におきまして、「地方協議会の部会に属すべき委員、臨時委員は、地方協議会の承認を経て、会長が指名する」とされております。

今般、10月1日付けで、委員及び臨時委員のそれぞれ半数の方々が新たに委嘱されておりますので、その方々に所属いただく部会について、本協議会としての承認、会長からの指名をお願いするものでございます。

私ども事務局の方で所属いただく部会の案を作成しておりますので、右肩に「中国協議会 総-1」とある資料をご覧ください。

1ページ目が委員の名簿、2ページ目が臨時委員の名簿となっております。氏名に下線のある方々が10月1日付けで新たに委嘱された方々となっております。

委員では、山坂委員、中原委員、渡辺委員、浅野委員、甲野委員、青野委員、磯田委員、森廣委員、井上委員、山下委員の10名。臨時委員では、堀瀬臨時委員、山下臨時委員、小村臨時委員、松尾臨時委員、小田村臨時委員、渡部臨時委員、田頭臨時委員、下村臨時委員、中原臨時委員、長田臨時委員の10名が、それぞれ新たに委嘱されております。

以上20名の方々につきまして、名簿右端の備考欄に記載してございます部会への所属を事務局からご提案させていただき次第でございます。

なお、3ページ目以降は、ご提案させていただいた内容に基づく部会ごとの名簿となっております。

簡単ではございますが、私からの説明は以上でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○森邊会長

ただいまの説明につきまして、ご質問等がありましたらお願いいたします。

(質疑なし)

○森邊会長

それでは、所属いただく部会については、資料「中国協議会 総-1」の名簿に記載のとおり、本協議会でご承認いただき、会長の私が指名したものとさせていただきます。

いでしょうか。

「異議なし」の声あり

○森邊会長

ありがとうございます。

ご異議なしということで、本件につきましては以上とさせていただきます。

続きまして、事務局から「保険医療機関等に係る管内の状況について」説明がございました。

では、事務局から説明をお願いいたします。

○野藤医療課長

医療課長の野藤でございます。よろしくお願いいたします。

皆さまのお手元に「参考資料1-1」「参考資料1-2」をお配りしております。これに基づきまして説明をさせていただきたいと思っております。

はじめに、「保険医療機関等に係る管内の状況について」ということで、参考資料1-1の1ページをご覧ください。

こちらは、平成30年度における中国地方社会保険医療協議会の総会の開催状況を示したものです。「議題」のほうにございますように、保険医の登録取消処分、それから保険医療機関の指定取消処分を行うにあたりまして、諮問、答申をいただいたところです。

続いて2ページをご覧ください。この表は、平成30年度の中国地方社会保険医療協議会の各県部会の開催状況を取りまとめたものです。

新規指定につきましては、新たに開設された病院、診療所、薬局、あるいは個人から法人への組織変更などの件数を記載しています。

また、指定更新につきましては、健康保険法第68条の規定によりまして、「指定の日から起算して六年を経過したときは、その効力を失う」とされていることから、指定から6年ごとに再度指定申請されたものということで、その件数を記載させていただいております。

各県の部会は毎月1回開催しておりまして、保険医療機関・保険薬局の新規指定又は指定更新についてご審議をいただいているところです。

3ページにつきましては、同様の内容でございますが、令和元年度上期についての開催状況を取りまとめておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

4ページをご覧ください。これは、中国5県の保険医・保険薬剤師の数の年度推移をまとめたものです。左から鳥取、島根、岡山、広島、山口と並んでおりまして、それぞれ医師、歯科医師、薬剤師の数について2年間の推移をまとめております。全体としましては、各県とも微増という状況で推移しております。

5ページをご覧ください。これは、平成30年度の1年間における中国5県の保険医・保険薬剤師の新規登録の状況をまとめたものです。グラフでご覧いただきますと、傾向として、新卒者の関係上、4月、5月の登録数が多いということが見てとれます。

6ページをご覧ください。保険医療機関・保険薬局数の年度推移をまとめたものです。これも先ほど見ていただいたものと同様に、左から鳥取、島根、岡山、広島、山口と並んでおりまして、それぞれ医科の保険医療機関、歯科の保険医療機関、保険薬局について、直近2年間の推移をまとめております。ご覧のとおり、29年度、30年度は、ほぼ横ばいの状況です。

7ページをご覧ください。これは、平成30年度における中国5県の保険医療機関・保険薬局の新規指定の状況です。医科、歯科、薬局ごとに月別の推移を表したものです。

下の表をご覧ください。例えば、岡山の医科ですが、4月から3月まで数字を入れておりまして、ここの合計数は44件となります。6ページの岡山の医科を見ていただきますと、平成30年4月1日現在1,509に対しまして、平成31年4月1日現在で1,510ということで、前年より1件増となっております。

これは、7ページの中段辺りにアスタリスクを付けておりますが、新規指定が44件と申し上げましたが、この44件の中には開設者の親子交代、個人から法人への組織変更、近隣への移転などに係る新規指定の件数も含まれておりますので、純粋な新設のみの件数という44件ではないということは、ご理解をいただきたいと思っております。これを見ますと、どちらかといいますと、新規指定の多くは親子交代とか、個人から法人になったとか、そういう組織変更の理由により新規指定の件数が多いということでございます。

8ページをご覧ください。ここからは、指導監査の実施状況に関する資料です。

まず、新規個別指導についてです。新規個別指導といいますのは、新たに指定を受けた保険医療機関・保険薬局を対象としまして、新規指定後おおむね6カ月を経過した時期以降に実施するものでございます。個別指導に比べまして、短時間に少数の診療報酬明細書と診療録を基に指導を実施するものです。

グラフにつきましては、平成29年度、平成30年度における各県事務所ごとの新規個別指導の実施件数を取りまとめたもので、記載の数値は機関数でございます。

平成29年度の数値につきましては、もう一つの資料、参考資料1-2をご覧ください。これは平成30年12月18日に厚生労働省本省で公表されたものです。平成30年度における実施状況につきましては、この文書では公表されていないということですので、8ページ等に記載してある平成30年度の数値につきましては、精査中ということでご覧いただければと思います。

9ページをご覧ください。個別指導についてです。

個別指導については、診療報酬明細書に基づいて診療録等の関係書類を閲覧して実施するものです。指導対象の保険医療機関・保険薬局は、保険者、被保険者、審査支払機関等から、診療内容や診療報酬請求に関する情報提供が寄せられたもの、あるいは前年度以前

に個別指導を行い、その結果、再度指導が必要とされたもの、あるいは高点数によるものなどを指導の対象としているものがございます。

この指導につきましては、各県事務所等において開催する選定委員会で指導対象となる機関を選定して実施することとしております。

グラフにつきましては、個別指導の平成 29 年度及び平成 30 年度における各県事務所ごとの個別指導の実施件数をまとめたものです。先ほどの新規個別指導と同様、平成 29 年度の件数は厚生労働省本省で公表された数値でございますが、平成 30 年度の件数はまだ未公表ですので、精査中ということでご覧いただければと思います。

これらにつきましては、本年度におきましても引き続き保険診療の質的向上及び適正化の観点から実施してまいりたいと考えているところです。

10 ページをご覧ください。集団的個別指導についてです。

この集団的個別指導といいますのは、指導対象となる保険医療機関等に対して、教育的観点から平均点数が高いことを認識していただき、保険診療に対する理解を一層深めていただくことを主眼として行うものです。

この指導につきましても、個別指導と同様ですが、各県事務所において開催する選定委員会で指導対象となる機関を選定して実施することとしております。

なお、選定におきましては、病院については一般病院、精神病院、臨床研修指定病院などの区分で選定することとしております。

また、医科の診療所におきましては、特定の診療科に偏ることのないように、診療科別に 12 に区分しまして、歯科は 1 区分、薬局も 1 区分ということで、それぞれの類型区分ごとに、診療報酬明細書 1 件あたりの平均点数が高い保険医療機関、保険薬局を選定しているところでございます。

このグラフにつきましては、平成 29 年度、平成 30 年度における各県事務所ごとの実施機関数をまとめたものでございます。

11 ページをご覧ください。監査の実施状況です。

監査につきましては、診療内容や診療報酬の請求に不正又は著しい不当があったことを疑うに足る理由があるとき、正当な理由がなく個別指導を拒否したときなどに実施するものでございます。監査後の措置としましては、注意、戒告、保険医療機関・保険薬局の指定取消等があります。

平成 30 年度においては、新たに監査に着手した案件はございませんが、平成 29 年度は広島において歯科の案件について監査に着手しております。これは、現在も監査中ということでございます。

なお、このグラフには記載しておりませんが、平成 28 年度に監査に着手した案件が岡山で 2 機関ございまして、これについては平成 30 年 2 月 27 日に開催されました当医療協議会総会に、諮問、答申をいただきました。お手元の参考資料 1 - 2 の本省公表資料の 4 ページをご覧ください。この項番でいきますと 22 と 23 の 2 件につきまして指定の取消処分

等を行っているということです。

また、広島につきましても、平成 28 年度に監査に着手した案件が、医科、歯科、薬局とそれぞれ 1 機関ございます。これらについても、1 ページに医療協総会の開催の説明をさせていただきますましたが、それぞれ 30 年 4 月 24 日、30 年 10 月 22 日に、これら 3 機関の指定取消等について、諮問、答申をいただきまして、取消処分等を行っているということです。

この広島の平成 30 年度における指導・監査の状況につきましては、参考資料 1-2、これは 29 年度ですが、30 年度分として今年 12 月ごろに本省から公表されますので、そちらに広島の 3 機関の取消等情報が記載されるということになっております。

12 ページをご覧ください。柔道整復師の個別指導・監査の実施状況です。

柔道整復師の個別指導は、保険者、被保険者等からの情報に基づき、指導が必要と認められる柔道整復師を選定しまして、療養費の支給申請書に基づき、施術録等の関係書類を閲覧して実施するものでございます。

また、監査につきましては、療養費の請求内容が不正又は著しい不当であるという疑義を認めた場合、療養費の請求内容が著しく妥当適切でない場合などに監査を実施しております。監査後の措置としましては、療養費の請求内容が不正あるいは著しい不当の事実が認められた場合は、受領委任の取扱いを中止します。

平成 30 年度におきましては、個別指導は、島根で 1 件、岡山で 2 件、広島で 2 件、山口で 4 件実施しております。監査につきましては、広島で 1 件実施しております。これにつきましては、受領委任の取扱いの中止措置を行ったところでございます。

13 ページをご覧ください。適時調査についてです。

適時調査と申しますのは、施設基準を届けている保険医療機関等に事務所等から直接赴きまして、届け出られている施設基準の充足状況を確認するために行う調査です。

この施設基準といいますのは、医療機関ごとで一定の医師、看護師等の人員要件あるいは設備要件などについて、診療項目別に設けられた基準に充足している場合に、中国四国厚生局長へ所定の施設基準届を提出するというものです。施設基準届を提出しますと、診療報酬の算定において通常より高い点数の算定が可能となるということです。

現在の施設基準の数につきましては、看護師の配置を手厚くすることによって算定が認められる入院基本料等、医科、歯科、調剤と合わせまして約 500 種類の施設基準が設けられているという状況でございます。

適時調査につきましては、現在、全国の方針としまして病院を中心に実施しているところで、平成 28 年度から各県ごとに病院数 150 機関未満は 1 年サイクル、150 機関から 300 機関は 2 年サイクル、300 機関以上については 3 年サイクルで調査を行うということを基本にしています。

最後となります 14 ページをご覧くださいと思います。こちらは返還金額の推移です。返還金につきましては、新規個別指導、通常の個別指導、適時調査において診療報酬の請

求誤りがあった場合、また監査においては、不正請求・不当請求を指摘したものについて返還金の書類を精査し、診療報酬の返還金額が確定した時点で、確定した年度に計上させていただきます。

返還金額の確認事務には相当な時間を要しますので、指導あるいは監査を実施した年度と返還金額が確定した年度は、必ずしも一致しておりません。

こちらのグラフを見ていただきますと、岡山、広島、山口において億を超えるような返還金となっておりますが、これにつきましては、個別指導や本省との共同指導などにおいて算定要件を満たさない請求があったとして返還を求めたものや、施設基準の適時調査により基準を満たしていないとして返還を求めたもの等が多い、また1機関あたりの返還金額も多かったというような傾向が見られております。

また、特に岡山の平成29年度においては、過去の監査によりまして取消処分を行った保険医療機関に返還を求めていたところの約2億円の処理が平成29年度にできたということで、29年度の返還金額が突出しているという状況でございます。

以上、簡単ではございますが、保険医療機関等に係る管内の状況について説明を終わらせていただきます。

○森邊会長

ただいまの説明につきまして、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(質疑なし)

○森邊会長

特にご質問やご意見はないようです。

では、以上をもちまして、本日の議題は全て終了いたしました。

事務局から、今後の予定等につきまして説明をお願いいたします。

○合田企画調整課長

総会につきましては、開催が必要となった都度、ご案内をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

また、後日、本日の協議会の議事録の原案をお送りいたしますので、内容のご確認をお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○森邊委員

それでは、本日の総会は、これをもちまして閉会とさせていただきます。ご協力ありがとうございました。(終了)